

第5章 いじめへの適切な対応と解決に向けて

1 組織的な対応のために

いじめに関する本人からの訴えや周囲からの通報、教職員の日撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聴き取り等を行い、その情報をもとに「学校いじめ対策組織」が中心となって組織的に対応することが大切です。そのため、学級担任等の特定の教員が一人で問題を抱え込むことのないように、情報のキャッチから関係児童生徒等への組織的な指導・支援に至るまでの流れを「学校のいじめ対応マニュアル」として整備し、全教職員で確認することが必要です。

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組② ii より抜粋）

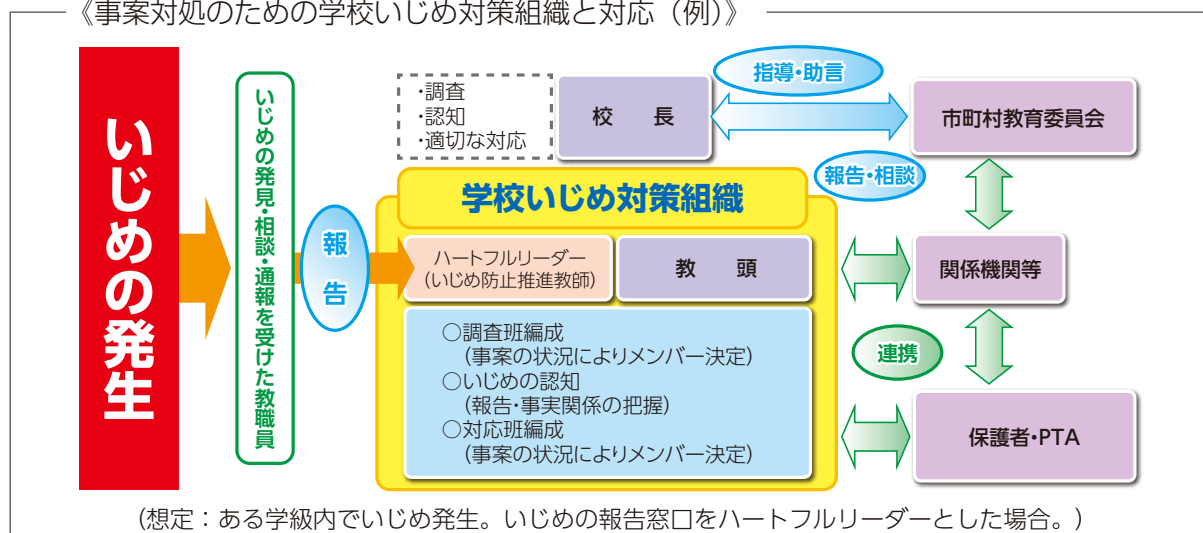
2 事案対処のための学校いじめ対策組織

いじめの事案対処には、迅速性が求められます。このため、組織の構成においては、的確な対処の判断に至る機能を維持しつつ、機動的で柔軟な組織で対応することが必要です。事案発生時、学校いじめ対策組織の構成員が不在であることをあらかじめ考慮し、事案対処に係る役割については、全ての教職員が構成員となり得ることを確認するとともに、教頭、生徒指導主事（主任）等を中心とした最小の構成を決めておくことも有効です。いずれの場合も、組織で確認された内容等を教職員で情報共有することが重要であり、迅速かつ的確に情報共有するための仕組みを構築しておくことが大切です。

《最小の構成（例）》

管理職（教頭が不在の場合は校長） + ハートフルリーダー + 各学年1名

《事案対処のための学校いじめ対策組織と対応（例）》



3 いじめ発見時の（緊急）対応

いじめ行為を発見した教職員は、即座にいじめを止めるとともに、学校いじめ対策組織に連絡し、組織的に対応を行わなければなりません。

(1) いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒を守り通す

- ① いじめの相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所や時間等に配慮します。また、事実確認は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒を別の場所で行うことが大切です。
- ② 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても、教職員の目の届く体制を整えます。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などについて、いじめを行った児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- ② 管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。
- ③ 事実関係をもとに、学校いじめ対策組織を活用していじめの有無を判断します。

4 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめを受けた児童生徒（被害側）に対して

まず、学校（教職員）がいじめの問題の解決に本気で取り組む姿勢と、いじめを受けた児童生徒を守り通すという立場を明確に示し、児童生徒・保護者に頼られる存在となる必要があります。そのために、まずは、その児童生徒が受けたつらい気持ちを受け止め、寄り添うことが大切です。

〔児童生徒に対して〕

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝えます。
- ・自己肯定感、自己有用感を高めるように、日常の頑張りを認める言葉がけをします。
- ・「いじめに負けるな」「頑張れ」の励ましは、児童生徒を苦しませる場合があるので留意しましょう。
- ・養護教諭や学級担任をはじめとする全教職員やＳＣ等と、いつでも相談できることを伝えます。
- ・必要に応じてＳＣや関係機関と連携し、児童生徒の受けた「心の傷」のケアに努めます。

- ・自分を傷つけることがないか保護者と協力して様子を見守り、必要に応じて、自分を傷つけてはいけないことを児童生徒に伝えます。

〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるなど、スピード感をもった対応を心がけます。
- ・複数の教職員で対応し、いじめの経過や学校の取組などの記録を準備した上で、保護者に誤解を招かないよう誠意をもって説明します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どんなささいなことでも相談するよう伝えます。

(2) いじめを行った児童生徒（加害側）に対して

いじめの背景にある、いじめる側の児童生徒の心理を読み取りながら対応することが極めて重要です。いじめの中心になっている児童生徒は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情を抱えていることが少なくないからです。対応に当たっては、その児童生徒の人格を否定せず、事実をしっかり向き合わせる事が大切です。また、「組織」で確認された指導の方針に従って対応することが重要です。

〔児童生徒に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童生徒の背景にも目を向け、成長を支援するという観点で指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受ける側の気持ちを認識させます。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。

〔保護者に対して〕

- ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、保護者の理解を得るとともに協力を依頼します。
- ・児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連絡を密にします。

(3) 周りの児童生徒に対して

いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要です。

しかし、そのことを責めるのではなく、心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを児童生徒に伝えていくことに重点を置いて指導していくことが重要です。

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを容認しているということを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

(4) その他の留意点

- ・指導や取組の経過が見えるよう、学校いじめ対策組織に集められた情報は時系列で記録し、情報の収集と共有化を図ります。
- ・学校全体の問題としてとらえ、全教育活動を通じて、指導後の状況を注意深く観察します。
- ・普段から保護者と信頼関係を築いておくことが、問題解決に結び付きます。
- ・保護者を責めても、問題は解決しません。いじめに至った要因や背景について、学校と保護者とで共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢が大切です。

5 いじめの解消に向けた対応

(1) いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

(2) 具体的な取組について

いじめの解消に向けた取組や、いじめの解消の確認には次のような取組が考えられます。また、以下の点に留意しながら行うことが大切です。

① いじめの解消に向けた取組について

ア いじめを解消するためには教員主導の取組だけでなく、児童生徒主体の取組が必要です。

(ア) 教員主導の「居場所づくり」

教員が、児童生徒にとって安心できる場所を提供するために次のような取組が考えられます。

- ・いじめの被害者及び加害者との定期的な個人面談を通して、相互の自他理解が促進されるよう働きかけを行う。必要に応じて、SCと連携し、多角的な働きかけを行う。
- ・全体に対して対人関係のトラブルが起きにくいようなエクササイズ等、未然防止の取組を実施する。

(イ) 児童生徒主体の「絆づくり」

児童生徒が授業や行事等の活動を通して、自らの思いで関係の修復を図ったり、自己省察を図ったりすることができるよう、次のような場面設定を意図的に行います。

- ・教員が黒子役となり、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を設ける。
- ・生徒会等が中心となり、挨拶運動などのコミュニケーションの充実を図る等、いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりについて考える機会を設ける。

イ いじめ解消のためには、いじめアンケート等による定期的な点検が必要です。悩みを持った児童生徒が教員に相談するきっかけとして、教員が児童生徒の悩みを察知する機会として、児童生徒と教員がいじめの解消を確認し合う場としていじめアンケートは有効になります。

ウ いじめを受けた児童生徒の心のケアに最も大切なのは、「大人の眼」です。学校・学級での様子をしっかりと見守る教員の眼、家庭での様子の変化に気づく親の眼など、複数の「大人の眼」で見守ることが大切です。これが児童生徒に寄り添う姿勢として伝わり、安心した生活の基盤となります。

留意点

「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。

② いじめの解消の確認について

いじめの解消の2つの要件が満たされているかどうかを確認するためには、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への確認が必要になります。

ア 具体的な確認の方法

(ア) 定期的ないじめアンケート調査で確認する。

いじめアンケート調査を毎月実施している場合、いじめの問題が発生後の4回にわたり、2つの要件（いじめの行為が止んでいることと、心身の苦痛を感じていないこと）を満たしていることを確認する。学期に一度実施している場合、2回にわたり、2つの要件を満たしていることを確認する。

(イ) いじめを受けた児童生徒とその保護者に直接確認する。

いじめを受けた児童生徒には、教育相談等を利用して2つの要件を満たしているかを確認する。その保護者には、面談や電話等を利用して定期的な経過報告とともに、2つの要件を満たしているかを確認する。

イ 解消後について

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

留意点

- ・ 1月に発生したいじめの問題であれば、いじめ行為が止んだ期間が最低でも3か月にわたり継続していることが必要となるため、年度をまたいだ次年度の解消の確認が必要になります。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者へいじめの解消の確認をする際は、時期や場所、心の状態等に十分に配慮して行うことが大切です。

6 関係機関や専門家との連携

(1) 連携の意義

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関をはじめ、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職やハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）等を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換をしておくなど、いわゆる「顔の見える連携」が大切です。

《主な関係機関等》

- | | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教育委員会 | <input type="checkbox"/> 警察署 | <input type="checkbox"/> 児童相談所 | <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援センター | <input type="checkbox"/> 病院 |
| <input type="checkbox"/> 保健所 | <input type="checkbox"/> 弁護士 | <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 | <input type="checkbox"/> 人権擁護委員 | |

特に、次のような状況にある場合、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- 犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合
- いじめを受けた児童生徒の心理的なケアが必要であると判断した場合
- いじめを受けた児童生徒やその保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- いじめを繰り返す等、校内での指導の効果が十分に認められない場合
- 学校間・異年齢にまたがる集団によるいじめの場合等

(2) 具体的な連携について

① 教育委員会との連携について

学校だけで解決が困難な場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、適切な事案対処が求められます。

② 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的また必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切です。

そして、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察等に相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

《連携のポイント》

緊急時に円滑な連携を図るためには、日頃から警察署の担当者と「顔の見える関係」を築く。

ア 健全育成の推進 → 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室、ネットスマホ安全教室

イ ネットワークの構築 → 情報交換会、連絡協議会

ウ 生徒指導体制の充実 → 研修会、ケース会議、事例検討会

③ 地域等その他関係機関等との連携について

いじめを行った児童生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点からSSWと協力し、子ども家庭支援センターや福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。

* 民生委員・児童委員

主任児童委員と連絡をとり、関係する地域の民生委員を紹介してもらいます。主任児童委員は調整役にもなります。市町村役場の福祉課（民生委員担当課）に問い合わせましょう。

留意点

関係機関との連携の効果を最大限に高めるために、以下について留意しながら行うことが大切です。

- ・連携の要は「人と人とのつながり」であることを理解し、「相談」を含め、「日々の連携」を丁寧に行うことが大切です。
- ・「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結び付きます。